

~IKUKO のつぶやき~



2021 年 4 月 1 日 発行所 オールフォーワングループ

司法書士・行政書士 国松偉公子事務所オールフォーワン土地家屋調査士事務所

〒1850021

東京都国分寺市南町三丁目 22番2号ゼルコバビル4階

TeLO423000255 faxO423000256 office@kunimatu.jp

春の訪れは出会いと別れを感じさせます。新年度を迎え、このコロナ禍の中でも気持ち新たに前を向いて進んで参りたいと思います。

さて、成年後見のなかでの皆さんの関心事はやはりコスト(いつどれくらい費用がかかるのか)という部分ではないでしょうか。費用はなるべく抑えたいですよね。後見人の種類として大きく分けて①親族後見人②専門職後見人(私のような司法書士、弁護士、社会福祉士)③市民後見人、の3パターンがあり、最も費用がかからないのが親族後見人です。報酬の請求をしなければよいのですから。勿論その権利はありますが、親族後見人の場合は請求しないことの方が多いようです。あまり考えず、後見人の職務や倫理をよく知らずに安易に親族後見人を選出してもらおうとして失敗されているケースをよく見かけます。何故そんなことが言えるかというと、結局失敗事例は私のような家庭裁判所の後見人候補者名簿に載っている専門職にお声がかかるからです。

まずは後見人を実際に引き受けている専門職(司法書士、弁護士、社会福祉士)に相談され、最適な成年後見制度の利用方法を探ってみることをお勧めします。



IKUKO

★LINE 公式 アカウント★

を取得しまたした。 @965ehhek



友だち登録を ぜひよろしく お願い致します

YouTube

國松偉公子の相 続相 談室



新★スタイルで情報 発信! 乞うご期待

IKUKOの三識 ~知識~見識~胆識

成年後見制度と関連する制度について前号からの続きです。

◆公益信託 成年後見助成基金

公益社団法人成年後見センターリーガルサポート(司法書士だけで構成されている団体です)が呼びかけて、全国の司法書士や様々な方々の協力を得て設定した基金です。成年後見制度の利用にかかる費用の全部または一部(主に成年後見人への報酬)が助成されることが可能になります。経済的理由等で制度利用が困難であること、親族以外の第三者が成年後見人に就任した時に限られます。

※後見開始等の申立、司法書士、弁護士への申立費用は助成されません。

※成年後見制度利用支援事業とは異なり<u>介護サービスの利用や市町村長の申立を前提とはし</u>ていません。

◆市町村による市民後見人育成事業

以前(2020年9月号)にもご紹介している制度です。市民後見人という言葉に明確な定義があるわけではありませんが、最高裁判所事務総局家庭局取りまとめの統計「成年後見関係事件の概況」においても平成23年からその存在が認められています。平成28年4月成立の成年後見制度の利用の促進に関する法律では市町村が市民から後見人を育成して活用を図ることが明記、今後の活躍が期待されています。

◆後見制度支援信託 (平成24年2月~)

本人の財産のうち、日常的な支払をするのに十分な金銭を預貯金等として**後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託して**、払い出しには家庭裁判所の発行する指示書を必要とする仕組みのことです。家庭裁判所の関与がなければ払い戻せない財産ができ、本人の財産の保護を簡易・確実に行うことができます。後見制度支援信託は家庭裁判所から制度利用を検討するよう指示があった場合に、専門職後見人がその判断に基づき信託契約を締結することによって利用することができます。

※保佐、補助および任意後見での利用はできません。

※信託できる財産は金銭に限ります。

後見制度支援信託は、信託銀行の支店が都市部にしかないため、親族後見人が郊外に住んでいる場合の使い勝手がよくありません。そこで**後見制度支援預金**という制度が続いて創設 (平成 30 年 6 月運用開始) されました。

さて、具体的な手続きや費用は?金融機関を選ぶポイントはあるの?とても似ているこの2つの制度のメリット、デメリットは?など…について次回はもう少し詳しく触れたいと思います (*^▽^*)

